

町民の声への回答

【役場庁舎等管理規則に抵触する事例発生の可能性について】

本町におきましても庁舎内において某政党機関紙の配達や集金が行われておりました。

これは物品販売に類する行為であり、また職員の政治的中立性に疑念を抱かれる可能性があるものでありましたので、休憩時間等役場業務に関係のない時間帯においてのみ、という条件を付したうえで「八頭町役場庁舎等管理規則」に基づき許可しているという経緯がございます。

今後も公務の正常かつ円滑な執行を確保できるよう、この規則に基づいた庁舎管理を行ってまいります。